

# 参 考 资 料



# 参 考 資 料 目 次

## I 基礎データ等

### 1 施策取組方向における目標設定について

(1) ごみゼロ社会の実現（一般廃棄物）	1
(2) 産業廃棄物の3Rの推進	5
(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保	6
(4) 重点的な課題への取組	10
(5) 国基本方針の目標値との比較	13

### 2 基礎データ

(1) 市町別一般廃棄物の処理実績（H25年度）	16
(2) 市町の一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設の位置図	17
(3) 種類毎の産業廃棄物排出量及び処理実績（H25年度）	18
(4) 種類毎の排出量、再生利用量、最終処分量の見込み（H32年度）	18
(5) 業種毎の産業廃棄物発生原単位と活動量指標の推移	19
(6) 三重県産業廃棄物税制度の概要	20
(7) 三重県産業廃棄物抑制等事業（産業廃棄物税充当事業）	21

## II その他

① 用語解説	23
② 諮問書	31
③ 答申書	33
④ 三重県廃棄物処理計画策定経緯	35
⑤ 環境審議会委員と廃棄物処理計画部会委員名簿	36



# I 基礎データ等

## 1 施策取組方向における目標設定について

### (1) ごみゼロ社会の実現（一般廃棄物）

#### ① 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量については、ごみの発生・排出抑制に係る市町の取組が進み、また、各種リサイクル制度導入されたことにより、平成14年度前後から平成21年度まで着実に減少しました。平成23年3月に策定した三重県廃棄物処理計画及びごみゼロ社会実現プランでは、当時のごみ排出量削減率の推移を踏まえ目標を設定しましたが、平成22年度以降、削減率は全国の傾向と同様に鈍化し、目標達成は困難となりました。特に、事業系ごみについては、平成22年度以降増加しており、これは観光入込客数の増加等の社会的要因によるものと考えられます。

本計画の目標値は、国の第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成32年度の取組指標との整合を図り、また、各市町の一般廃棄物処理計画の目標達成に向けた削減率を踏まえ設定しました。

目標達成に向けて、市町の一般廃棄物処理基本計画で計画されたごみの排出量の削減の取組に加え、さらなる削減（1.6万t）が必要と考えられます。

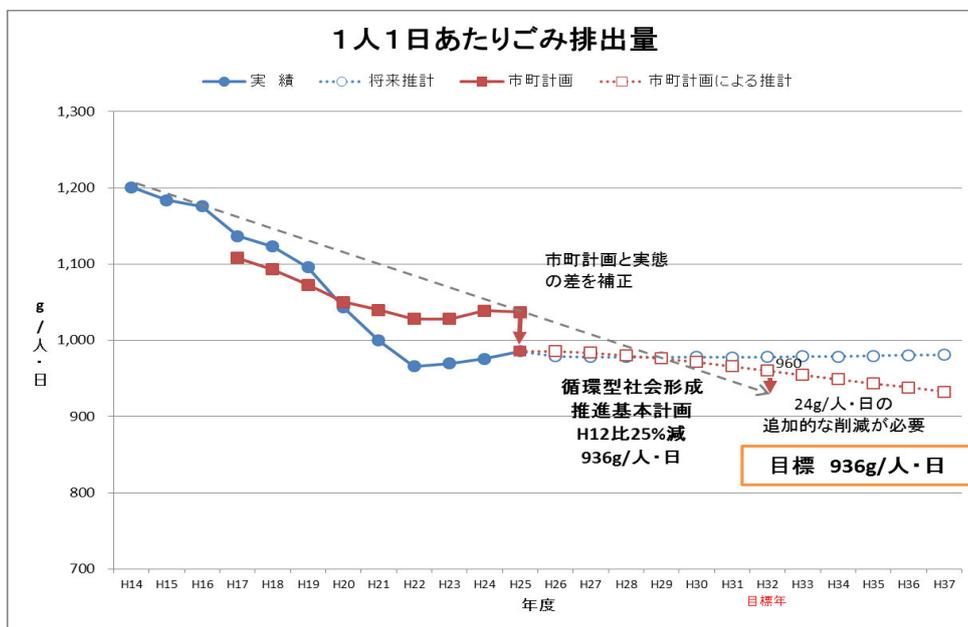


図 資-1 1人1日あたりごみ排出量

## ② 資源化率

県内では RDF 化や焼却灰の再資源化等が進み、全国で最も高い水準で資源化率が推移していますが、紙類や金属等の直接資源化量が減少し、目標達成が困難な状況となっています。

市町における直接資源化量の減少は、紙や金属等の民間の直接取引や店頭での資源回収等、市町以外の資源回収の増加のほか、ペーパーレス化により紙の使用量が減少するなど社会的要因が考えられ、市町の資源化率を大幅に向上するのは困難な状況となっています。

本計画の目標については、すでに国の第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成 32 年度の取組指標をすでに達成していることから、各市町の一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けた向上率を踏まえ設定しました。

目標達成に向けて、市町の資源化率の向上の取組を促進するとともに、市町以外での資源回収とも連携を図りながら、より質の高い資源回収が行われる取組を促進します。

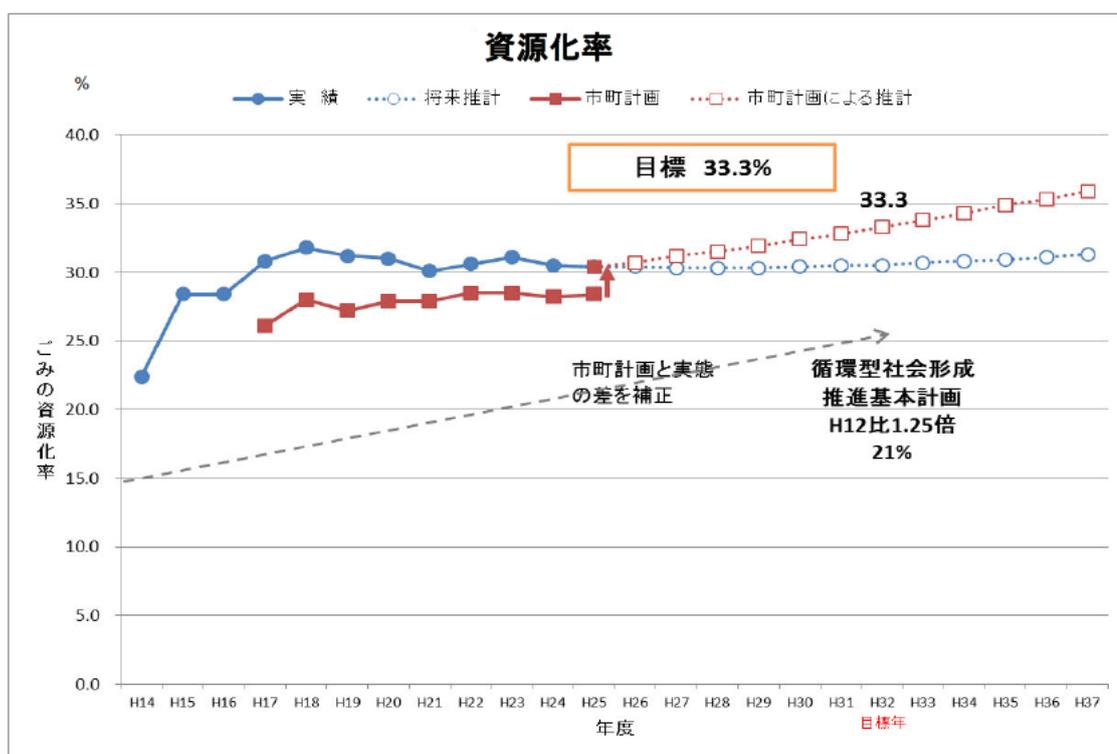


図 資-2 資源化率

### ③ 最終処分量

最終処分量については着実に削減が進み、既に平成 27 年度の目標を達成しています。

本計画の目標は、国の第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成 32 年度の目標値を既に概ね達成できていることから、各市町の一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けた削減率を踏まえ設定しました。

目標達成に向けて、ごみの発生・排出抑制や、焼却灰の再資源化等計画されている循環利用の取組を着実に進める必要があります。

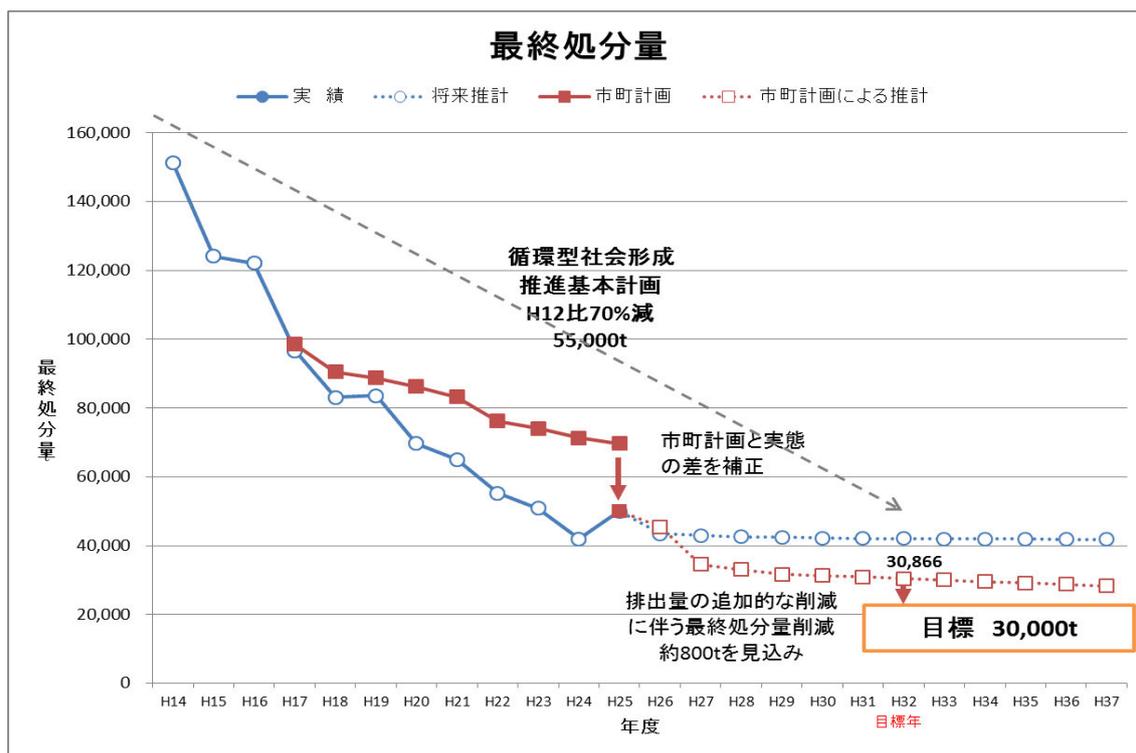


図 資-3 最終処分量

表 資-1 将来推計及び目標値

項目	H12 実績	H25 実績 (H14 比)	H32 推計 (H14 比)	H32 市町計画か らの推計 (H14 比)	H32 目標値 (H14 比)	(参考) H32 循環型社 会形成推 進基本計 画目標	(参考) H27 ごみゼロ 社会実現 プラン中 期目標
	H14 実績					—	—
人口 (人)	1,857,339 1,862,539	1,833,056			1,774,115	—	—
1人1日あ たりごみ 排出量 (g/人・日)	1,192 1,201	986 (18%減)	978	960 (20%減)	936 (22%減) (注)	H12 約 25% 減	—
(参考) ごみ総排 出量(t)	808,305 816,560	659,431 (19%減)	634,000	622,000 (24%減)	606,000 (26%減)	H12 約 25% 減	—
家庭系 ごみ量 (t) ※集団 回収量 含む	533,497 560,827	477,930 (15%減)	461,000	446,000 (20%減)	430,000 (22%減)	H12 比 約 25% 減	H14 比 20%削減 ※改定前 13%削減
事業系 ごみ量 (t)	245,179 251,733	181,438 (28%減)	173,000	166,000 (34%減)	166,000 (34%減)	H12 比 約 35% 減	H14 比 35%削減 ※改定前 13%削減
ごみの資 源化率 (%)	16.9% 22.4	30.4 (8%増)	30.5	33.3 (11%増)	33.3 (11%増)	H12 比 約 1.25 倍	—
最終処分 量(t)	183,305 151,386	50,042	42,000	31,000 (80%減)	30,000 (80%減)	H12 比 約 70% 減	55,000 ※改定前 76,000

(注)1人1日あたりごみ排出量は、国は平成12年度がピークとなっており本県では平成11年度がピークとなっており、本県の平成32年度の目標値は、平成11年度比では25%減となります。

## (2) 産業廃棄物の 3 R の推進

産業廃棄物の 3 R の推進について、排出量は前計画の目標を達成できる見込みであり、再生利用率及び最終処分量については目標達成に向けた取組を進めています。

ここで、今後の動向を把握するため、建設業、製造業等の活動量指標のこれまでの推移や、全国の再生利用率や最終処分率の推移を踏まえ、産業廃棄物の排出量等について将来推計を行った結果（参考資料 18 頁に記載）、排出量及び最終処分量については減少し、再生利用率については平成 27 年度目標と同程度の水準となる結果となりました。なお、東海環状自動車道やリニア中央新幹線の整備に係る影響については予測が困難なため、別途排出量の計算は行っていません。

推計の結果、再生利用率については、産業廃棄物の種類毎の再生利用率を全国の推移と同程度に向上させていかなければなりません。本県においては、がれき類の排出量が減少する見込みであることから、目標とする再生利用率は微増としています。

これは、本県の特性として、製造業から再生利用が進みにくい産業廃棄物（汚泥、廃アルカリ等）が多く排出され、また、これらの廃棄物は安全性等の面から最終処分せざるを得ないものの割合が高いことを反映していると考えられます。このような本県の特性より、これまで公共関与により廃棄物処理センター事業として社会基盤である管理型最終処分場の整備を進め、また、民間においても最終処分場の整備が進められてきました。

このような状況を踏まえ、本計画の目標については将来推計結果を基本とし、さらに排出事業者を対象とした三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金による平成 32 年度までの効果として 10 千 t/年の排出削減を見込んで設定しました。

### (3) 廃棄物処理の安全・安心の確保

#### ① 電子マニフェストの活用率

電子マニフェストの普及について、排出者責任の徹底に係る取組として、多量排出事業者への働きかけや研修会の開催等に取り組んできた結果、電子マニフェスト活用率は平成 25 年度末に 34.1%となっており、年 3%程度向上してきました。

電子マニフェスト活用のさらなる推進に取り組み、平成 32 年度までに 60%とすることを目標とします。

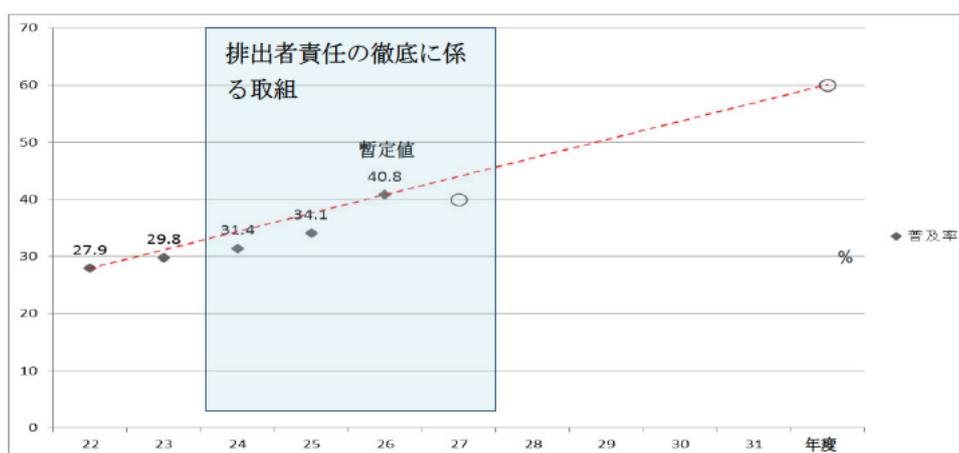


図 資-4 電子マニフェスト活用率の推移

表 資-2 主な業種の電子マニフェスト活用率

業 種	H25 年度 総交付枚数	H25 年度 電子マニフェスト 活用率	H32 年度 電子マニフェスト 活用率目標
建設業	308 千件	32%	60%
製造業	145 千件	51%	
その他	174 千件	24%	
合計	627 千件	34%	

## ② 不法投棄等不適正処理の改善着手率

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理については、早期に改善に着手する必要があるため、原因者等に対して除去等の措置を指導（文書指導を対象とする）し、期限までに改善に着手した率の目標を100%とします。

表 資-3 不法投棄等不適正処理の発生件数と是正率

	実績 平成 24 年度	実績 平成 25 年度	実績 平成 26 年度
不法投棄等不適正処理発生件数（件）	58	31	37
改善着手件数（件）	40	20	31
改善着手率	69.0%	64.5%	83.9%

③ 不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率

行政代執行により環境修復を行う 4 事案については、産廃特措法に基づく大臣同意を受け平成 25 年度から是正措置に着手しました。今後、平成 32 年度末までに是正措置を完了し、産廃特措法の期限である平成 34 年度末までに環境修復を終了する計画としており、目標は、4 事案を実施範囲等によりそれぞれ 4 区分したうえで全 16 区分に対する進捗率とし、平成 32 年度末までに是正措置が完了した区分を 100%とします。

表 資-4 不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
達成率 (%)	0	25.0	43.7	56.3	68.8	75.0	81.3	100

表 資-5 特定の不適正処理事案是正措置に係る工事等の種別

事案名	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
四日市市大矢知・平津事案	北エリア(県道側) ・調整池① ・進入道路	目標	→	○					
		実績	→	◎					
	東エリア(中瀬池側) ・調整池② ・押入盛土・染み出抑止工 ・管理用道路	目標			→			○	
		実績			→				
	西エリア(西水路側) ・調整池③ ・押入盛土・染み出抑止工	目標				→			○
		実績				→			
	埋立エリア(措置命令区域) ・覆土工 ・法面工・進入道路	目標			→				○
		実績			→				
桑名市源十郎新田事案	付帯設備 ・廃棄物保管庫 ・汚染土壌仮置場	目標	→	○					
		実績	→	◎					
	矢板による囲い込み 薬油設備	目標	→		○				
		実績	→	→	→				
	汚染源域・低水護岸部・高水敷部 内護岸部における掘削垂場の設置	目標			→	○			
		実績			→	→			
	後期対策 (旧処分場)	目標					→		○
		実績					→		
桑名市五反田事案	付帯設備 ・仮構 ・選別ヤード・ストックヤード	目標	→	○					
		実績	→	◎					
	遮水壁内 残置区域遮水壁補強 (オールケーシング)	目標		→	○				
		実績		→	→				
	高濃度区域 廃棄物等掘削・処分	目標			→		○		
		実績			→		→		
	水処理施設・揚水設備 改良・整備	目標					→		○
		実績					→		
四日市市内山事案	付帯設備 ・選別ヤード	目標	→	○					
		実績	→	◎					
	天端部・東側法面掘削整形・処分	目標			→	○			
		実績			→	→			
	雨水排水工	目標				→	○		
		実績				→	→		
	西側法面掘削整形・処分	目標					→	○	
		実績					→	→	

○: 是正措置を完了させる目標の時期      ◎: 是正措置が完了した区分

#### ④ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備市町数

大規模災害時には大量のがれき類等が発生し、その適正処理が大きな課題となり、県民のみなさんが1日も早く平常時の生活に戻れるようにするためには、被災現場から災害廃棄物が速やかに撤去されることが求められます。そのためには、各市町で災害廃棄物を一時的に搬入する仮置場が確保されている必要があることから、全市町で大規模災害を想定した仮置場が確保されていることを目標とします。

#### (4) 重点的な課題への取組

##### ① 使用済小型電子機器等の回収量

平成 26 年 4 月現在、使用済小型電子機器等の回収を行う市町数は 20 市町となっており、回収量は 0.32 kg/人・年となっています。今後、市町による使用済小型電子機器等の回収を促進し、県民一人あたり 1 kg 以上（「使用済小型電子機器等の再資源化促進に係る基本方針」に掲げる目標(H 27)）にすることを目標とします。

なお、使用済小型電子機器等の回収による資源化率への寄与は 0.2%程度と見込まれます。

##### ② ごみの未利用エネルギー回収量

平成 25 年度現在、市町等のごみの処理に伴い回収されるエネルギー量は 1,147 MJ/t となっており、計画されている施設整備を着実に進めることにより見込まれる約 1,491 MJ/t を目標とします。

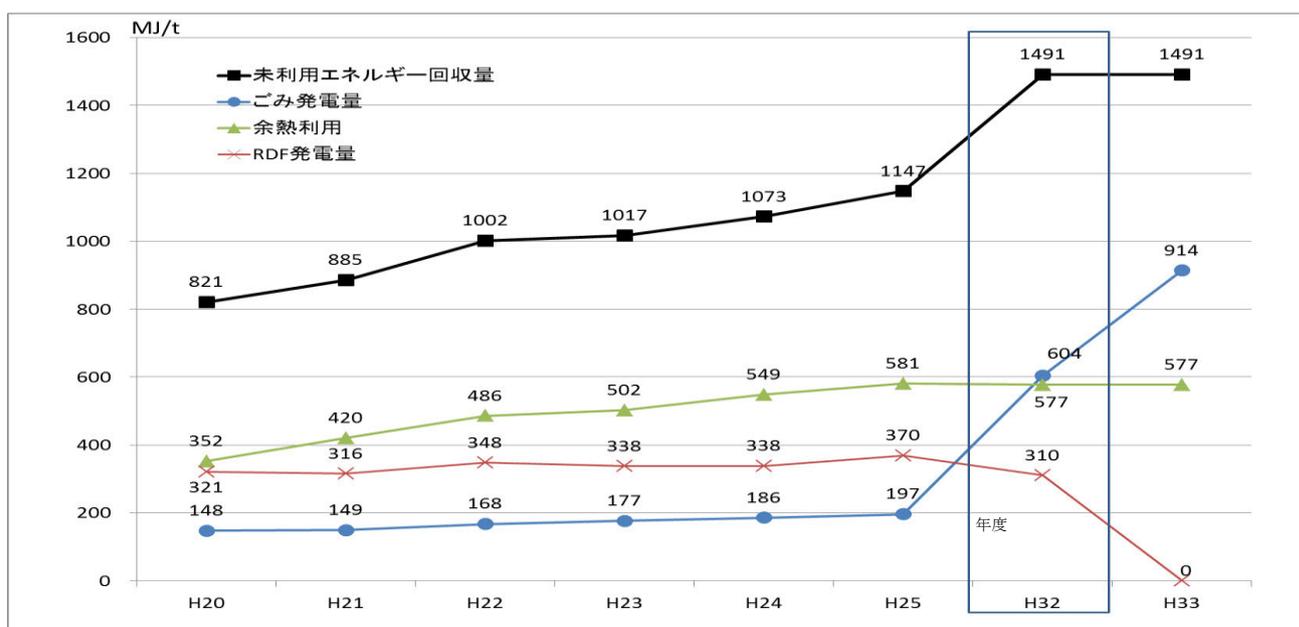


図 資-5 ごみの未利用エネルギー回収量

##### ③ 優良認定処理業者の認定件数

多量排出事業者に対し優良認定処理業者の活用について働きかけを行うなど、優良認定処理業者の普及・活用に向けた取組により、毎年 50 件程度優良認定件数が増加する状況となっています。

今後、制度開始から 5 年目となる平成 28 年度までは年間 50 件ずつ増加し、その後は 15 件ずつ増加させることとし、420 件（産業廃棄物処理業許可件数のうち約 8%が優良認定を取得）を目標として取り組みます。

表 資-6 優良産廃処理業者数の推移

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 平成 32 年度
優良認定処理業者認定件数	101	135	216	420
産業廃棄物処理業許可件数	4,931	5,399	5,239	(5,230)
割合	2.0%	2.5%	4.1%	8.0%

(注 1) 特別管理産業廃棄物に係る優良産廃処理業者認定件数及び許可件数を含んでいます。

#### ④ PCB 廃棄物の適正処分率

高濃度 PCB 廃棄物（安定器を除く）の保管量は、平成 25 年末時点でトランス 242 台、コンデンサ 15,192 台、PCB（濃度 100%） 0.416 t、PCB を含む油 4.208 t となっており、平成 34 年度末までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社で処理を行う必要があります。今後、処理期限の平成 34 年度末に向けて、使用中の製品が新たに廃棄物となることも予想されることから、保管中の PCB 廃棄物の処理を 1 年前倒しで終わることを想定し、平成 32 年度末にこれら PCB 廃棄物の処分率を 90 %以上とすることを目標とします。

なお、このほか、高濃度 PCB を含む安定器約 8 万台についても、処理期限までに処理を加速させていきます。

表 資-7 PCB 廃棄物の保管量及び使用中の製品の量（平成 25 年末時点）

廃棄物の種類	保管量	使用中製品の量
トランス	242 台	8 台
コンデンサ	15,192 台	1,197 台
PCB(濃度100%)	0.416 t	0 t
PCBを含む油	4.208 t	0 t

(注 1) 今後の掘り起こし調査により増加することがあります。

(注 2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所で処理する一部の小型の機器も含んでいます。

#### ⑤ 一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数

産業廃棄物の不法投棄の発生件数は減少傾向を示していましたが、平成 25 年度から増加に転じています。不法投棄は発見が遅れることにより規模が拡大するおそれがあることから、生活環境保全上の支障が生じることがないように、早期発見、早期対応により一定規模（100 t）以上を発生させないことを目標とします。

なお、産業廃棄物の不法投棄については建設系廃棄物の事案が多く、また、県内の平均的

な規模の家屋を解体した際に生じる産業廃棄物の量 50 t（車両数台分）となることを踏まえ、早期発見、早期対応により防止すべき量の目安を 100 t とします。

表 資-8 産業廃棄物不法投棄件数の推移

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
不法投棄の発生件数	18	8	7	14	19
うち 10 t 以上の件数	6	4	3	3	8
うち 100 t 以上の件数	2	1	0	2	1

(5) 国基本方針の目標値との比較

① 一般廃棄物

表 資-9 一般廃棄物の目標値の比較

項目	三重県		国の基本方針	
	現状 平成 25 年度	目標 平成 32 年度	現状 平成 24 年度	目標 平成 32 年度
排出量	986g/人日 (659, 431t) (家庭系 571g/人日)	936g/人日 (606, 000t 8%削減) (家庭系 541g/人日)	45 百万 t 家庭系 540g/人 日	12%削減(40 百万 t) 家庭系 500g/人日
資源化率	30. 4%	33. 3%	21%	27%
最終処分量	50, 042t	(40%削減) 30, 000t	4. 7 百万 t	14%削減(4. 0 百万 t)
※設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次循環型社会形成推進計画の目標との整合</li> <li>・市町の一般廃棄物処理計画</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次循環型社会形成推進計画の目標との整合</li> </ul>	

(注) 家庭系ごみ量の目標値については、集団回収量及び資源ごみ量を除いています。

(注) 表中の括弧内の数値は、目標値との比較のため算出したものです。

表 資-10 目標年度（平成 32 年度）までの削減率等の比較と対応

項目	三重県	国の基本方針	第三次循環型社会形成推進計画
排出量	H12 比 25%減 H25 比 8%減	H24 比 12%減	H12 比 25%減
資源化率	H12 比 2.0 倍 H25 比 2.9 ポイント増	H24 比 6 ポイント増	H12 比 1.9 倍 一廃と産廃の合計 で 1.25 倍と規定
最終処分量	H12 比 84%減 H25 比 40%減	H24 比 約 14%減	H12 比 62%減 一廃と産廃の合計 で 70%減と規定

## ② 産業廃棄物

表 資-11 産業廃棄物の目標値の比較

項目	三重県		国の基本方針	
	現状 平成 25 年度	目標 平成 32 年度	現状 平成 24 年度	目標 平成 32 年度
排出量	8,505 千 t	7,920 千 t	379 百万 t	3%増に抑制(390 百万 t)
再生利用率	43.0%	43.6%	55%	56%
最終処分量	258 千 t	234 千 t	13 百万 t	1%削減(13 百万 t)
※設定根拠	・今後の経済活動、処理動向から推計		・今後の経済活動、処理動向から推計 ・東京オリンピックなどからの排出量	

(注) 三重県の目標については、過去の不法投棄等の是正に伴う量を除きます。

(注) 表中の括弧内の数値は、目標値との比較のため算出したものです。

表 資-12 目標年度（平成 32 年度）までの削減率等の比較

項目	三重県	国の基本方針	第三次循環型社会形成 推進計画
排出量	H25比 7%減	H24年比 3%増に抑制	なし
再生利用率	H25比 0.6 ポイント増	H24 比 1 ポイント増	H12比 1.26 倍 〔一廃と産廃の合計 で 1.25倍と規定〕
最終処分量	H25比 9%減	H24比 1%減	H12 比 71%減 〔一廃と産廃の合計 で 70%減と規定〕

### ③ その他の目標値の比較

表 資-13 その他の目標値の比較

項目	三重県		国の基本方針	
	現状 平成 25 年度	目標 平成 32 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 32 年度
家庭の食品ロス	目標設定なし（取組に反映） 【H26 0 市町】		家庭の食品ロス割合を調査 したことがある市町村数	
			43 市町村	200 市町村
家電リサイクル法 引取義務外品	目標設定なし（取組に反映） 【H26 45%】		回収体制構築市町村割合	
			59%	100%
使用済小型電子機器	目標設定なし （市町の回収量に目標設定） 【H26 69%】		回収市町村割合	
			43%	80%
	市町の回収量		—	
	0.32kg/人年	1kg/人年		

（注）【 】の数字は、国の基本方針に掲げる目標に対する実績値

### ④ 廃棄物処理施設整備に関する目標値

表 資-14 その他の目標値の比較

項目	三重県		国の基本方針	
	現状 平成 25 年度	目標 平成 32 年度	現状 平成 24 年度	目標 平成 32 年度
ごみの未利用 エネルギー	目標設定なし （エネルギー回収量に目標設定） 【40%】		発電設備の設置された焼却 施設で処理されるものの割 合	
			66%	69%
	エネルギー回収量		—	
	1,147MJ/t	1,491MJ/t		
一般廃棄物最終処分場	目標設定なし（確保される見込み） 【21.5 年】		残余年数	
			19.7 年	維持
産業廃棄物最終処分場	目標設定なし（確保される見込み） 【安定型 43.2 年、管理型 11.8 年】		残余年数	
			13.9 年	10 年程度

（注）【 】の数字は、国の基本方針に掲げる目標に対する実績値

## 2 基礎データ

### (1) 市町別一般廃棄物の処理実績（平成 25 年度）

表 資-15 市町別一般廃棄物の処理実績（平成 25 年度）

市町名	計画収集人口 (人)	ごみ総排出量 (t)					1人1日 あたり ごみ排出量 (g/人・日)	資源化量 (t)	資源化率 R (%)	再生利用率 R' (%)	最終処分量 (t)	最終処分率 (%)
		生活系ごみ 排出量 (t)	事業系ごみ 排出量 (t)	集団回収 (t)	災害廃棄物 (t)							
津市	281,547	109,627	72,573	33,224	3,830	1,067	25,288	23.1	19.5	11,589	10.6	
四日市市	306,690	105,989	68,850	32,238	4,901	947	29,309	27.7	17.9	9,933	9.4	
伊勢市	128,172	54,689	34,897	16,840	2,952	1,169	14,628	26.7	24.7	142	0.3	
松阪市	166,795	61,118	39,038	16,791	5,289	1,004	11,149	18.2	14.6	7,015	11.5	
桑名市	142,692	50,197	37,154	13,043	0	964	31,441	62.6	19.3	2,302	4.6	
鈴鹿市	197,626	70,069	47,648	19,239	3,182	971	17,436	24.9	14.2	1,588	2.3	
名張市	79,245	21,747	14,528	7,219	0	752	2,502	11.5	8.4	1,124	5.2	
尾鷲市	18,737	7,210	5,756	1,428	26	1,054	1,981	27.5	19.5	128	1.8	
亀山市	50,537	19,002	13,491	4,834	677	1,030	7,243	38.1	23.0	0	0.0	
鳥羽市	20,153	12,985	4,846	7,408	731	1,765	1,595	12.3	12.3	3,474	26.8	
熊野市	18,374	7,097	5,962	1,135	0	1,058	2,380	33.5	32.0	159	2.2	
いなべ市	45,412	13,121	10,190	2,931	0	792	4,008	30.5	12.9	870	6.6	
志摩市	51,988	22,095	14,303	7,522	270	1,164	4,146	18.8	17.3	3,605	16.3	
伊賀市	93,849	28,052	23,299	3,846	844	63	819	16,312	58.1	14.2	1,557	5.6
市計	1,601,817	582,998	392,535	167,698	22,702	63	997	169,418	29.1	17.7	43,486	7.5
木曾岬町	6,591	1,566	1,290	162	114	651	1,031	65.8	24.5	43	2.7	
東員町	25,502	8,538	7,045	373	1,120	917	4,552	53.3	20.6	1,883	22.1	
菟野町	41,152	12,632	9,726	2,906	0	841	3,525	27.9	27.9	160	1.3	
朝日町	10,125	2,099	1,987	112	0	568	459	21.9	13.7	293	14.0	
川越町	14,627	3,203	2,871	275	57	600	788	24.6	17.3	487	15.2	
多気町	15,411	4,909	3,659	746	504	873	1,447	29.5	17.3	575	11.7	
昭和町	23,197	7,753	5,273	1,999	481	916	2,040	26.3	18.2	112	1.4	
大台町	10,051	4,726	2,645	1,921	160	1,288	3,662	77.5	46.2	0	0.0	
玉城町	15,347	5,151	4,198	778	175	920	1,633	31.7	23.7	15	0.3	
度会町	8,397	2,446	2,048	398	0	798	615	25.1	16.2	2	0.1	
大紀町	9,335	2,905	2,339	455	111	853	1,829	63.0	10.5	31	1.1	
南伊勢町	13,484	5,484	4,965	519	0	1,114	919	16.8	16.8	1,255	22.9	
紀北町	17,458	8,777	5,723	3,054	0	1,377	4,798	54.7	10.8	1,189	13.5	
御浜町	9,250	2,690	2,690	0	0	797	1,577	58.6	21.5	197	7.3	
紀宝町	11,312	3,554	3,512	42	0	861	2,073	58.3	22.5	314	8.8	
町計	231,239	76,433	59,971	13,740	2,722	0	906	30,948	40.5	21.1	6,556	8.6
県計	1,833,056	659,431	452,506	181,438	25,424	63	986	200,366	30.4	18.1	50,042	7.6

(注) 三重県一般廃棄物実態調査報告書(平成 25 年度実績)による。

(2) 市町の一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設の位置図



番号	市町、一部事務組合等名称	施設名称	番号	市町、一部事務組合等名称	施設名称
1	津市	津市西部クリーンセンター	15	志摩市	エコ・フレンドリーはまじま（旧RDF化施設）
2	〃	津市クリーンセンターおおたか	16	伊賀市	さくらリサイクルセンター（RDF化施設）
3	四日市市	四日市市北部清掃工場	17	菟野町	菟野町清掃センター
4	松阪市	松阪市第二清掃工場	18	多気町	多気町美化センター
5	鈴鹿市	鈴鹿市清掃センター	19	南伊勢町	クリーンセンターなんとう
6	尾鷲市	尾鷲市清掃工場	20	紀北町	紀伊長島リサイクルセンター（RDF化施設）
7	亀山市	亀山市総合環境センター	21	〃	海山リサイクルセンター（RDF化施設）
8	鳥羽市	鳥羽市清掃センター	22	伊賀南部環境衛生組合	伊賀南部クリーンセンター
9	〃	鳥羽市答志島清掃センター	23	鳥羽志勢広域連合	やまだエコセンター
10	熊野市	熊野市クリーンセンター	24	南牟婁清掃施設組合	紀南清掃センター（RDF化施設）
11	いなべ市	あじさいクリーンセンター	25	桑名広域清掃事業組合	ごみ燃料化施設（RDF化施設）
12	志摩市	志摩市志摩清掃センター	26	音肌奥伊勢資源化広域連合	音肌奥伊勢資源化プラザ（RDF化施設）
13	〃	志摩市阿児清掃センター	27	伊勢広域環境組合	ごみ焼却処理施設
14	〃	志摩市磯部清掃センター	-	-	-

※平成25年度末現在において新設（建設中）、休止、廃止の施設を除く。

図 資-6 市町の一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設の位置図

(3) 種類毎の産業廃棄物排出量及び処理実績（平成 25 年度）

表 資-16 産業廃棄物排出量及び処理実績（平成 25 年度）

	排出量 (千t)		再生利用量 (千t)		最終処分量 (千t)	
		構成比		再生利用率		最終処分率
合 計	8,505	100%	3,654	43.0%	258	3.0%
燃え殻	41	0.5%	34	82.9%	6	15.4%
汚泥	4,144	48.7%	458	11.1%	147	3.5%
廃油	68	0.8%	35	51.5%	1	1.0%
廃酸	69	0.8%	16	23.2%	1	2.0%
廃アルカリ	563	6.6%	47	8.3%	5	0.8%
廃プラスチック類	123	1.4%	75	61.0%	19	15.0%
紙くず	18	0.2%	5	27.8%	1	3.3%
木くず	154	1.8%	135	87.7%	4	2.3%
繊維くず	4	0.0%	3	75.0%	0	0.0%
動植物性残さ	35	0.4%	15	42.9%	1	2.3%
ゴムくず	0	0.0%	0	-	0	-
金属くず	153	1.8%	65	42.5%	1	0.6%
ガラスくず等	321	3.8%	267	83.2%	11	3.3%
鉱さい	86	1.0%	52	60.5%	11	13.3%
がれき類	1,598	18.8%	1,428	89.4%	14	0.9%
ばいじん	107	1.3%	84	78.5%	22	20.7%
家畜ふん尿	943	11.1%	906	96.1%	0	0.0%
その他	79	0.9%	29	36.7%	16	19.9%

(4) 種類毎の産業廃棄物排出量、再生利用量、最終処分量の見込み（平成 32 年度）

表 資-17 産業廃棄物排出量、再生利用量、最終処分量の見込み（平成 32 年度）

	排出量 (千t)		再生利用量 (千t)		最終処分量 (千t)	
		構成比		再生利用率		最終処分率
合 計	7,930	100%	3,459	43.6%	235	3.0%
燃え殻	13	0.2%	12	88.4%	2	15.7%
汚泥	3,742	47.2%	602	16.1%	139	3.7%
廃油	86	1.1%	47	54.3%	1	0.7%
廃酸	89	1.1%	22	24.4%	0	0.4%
廃アルカリ	756	9.5%	44	5.8%	6	0.8%
廃プラスチック類	132	1.7%	82	62.1%	17	12.8%
紙くず	16	0.2%	4	28.0%	1	3.9%
木くず	129	1.6%	113	87.9%	2	1.7%
繊維くず	3	0.0%	3	86.7%	0	0.8%
動植物性残さ	36	0.5%	16	45.2%	1	2.6%
ゴムくず	0	0.0%	0	2.6%	0	3.2%
金属くず	141	1.8%	60	42.5%	1	0.5%
ガラスくず等	251	3.2%	204	81.4%	10	3.9%
鉱さい	99	1.3%	61	61.6%	11	11.4%
がれき類	1,299	16.4%	1,167	89.9%	8	0.6%
ばいじん	113	1.4%	84	74.9%	23	20.5%
家畜ふん尿	943	11.9%	906	96.1%	0	0.0%
その他	83	1.0%	32	38.6%	13	15.2%

## (5) 業種毎の産業廃棄物発生原単位と活動量指標の推移

表 資-18 種類毎の産業廃棄物排出量及び処理実績 (平成 25 年度) (単位: 百 t/年)

業 種	活動量指標の 内容	母集団の 単位	活動量指標 (確定値で見直し)								
			平成16年度			平成20年度			平成25年度		
			推計 廃棄物量	母集団 活動量指標	原単位	推計 廃棄物量	母集団 活動量指標	原単位	推計 廃棄物量	母集団 活動量指標	原単位
鉱業	従業者数	人	1,957	830	2,35783	1,586	743	2,13459	1,593	717	2,22218
建設業	元請完成工事高	千円	1,440	82,142	0.01753	2,049	88,556	0.02314	2,072	80,905	0.02561
製造業	製造品出荷額	千円	2,493	813,962	0.00306	4,730	1,197,684	0.00395	3,814	1,040,925	0.00366
	食料品	製造品出荷額	246	40,483	0.00608	239	40,123	0.00596	116	39,836	0.00291
	飲料・飼料	製造品出荷額	91	6,909	0.01317	49	7,369	0.00665	29	7,717	0.00371
	繊維	製造品出荷額	13	3,810	0.00341	9	6,720	0.00134	6	5,030	0.00112
	衣服	製造品出荷額	1	1,956	0.00051	-	-	-	-	-	-
	木材	製造品出荷額	16	5,005	0.00320	37	4,667	0.00793	0	4,279	0.00002
	家具	製造品出荷額	8	3,897	0.00205	14	3,997	0.00350	1	3,362	0.00032
	パルプ・紙	製造品出荷額	272	7,473	0.03640	359	9,909	0.03623	778	8,365	0.09302
	出版・印刷	製造品出荷額	3	5,208	0.00058	7	5,115	0.00137	4	4,199	0.00096
	化学	製造品出荷額	397	80,030	0.00496	764	126,018	0.00606	744	129,731	0.00574
	石油・石炭	製造品出荷額	21	33,323	0.00063	37	74,833	0.00049	27	78,716	0.00035
	プラスチック	製造品出荷額	165	28,822	0.00572	88	34,879	0.00252	44	40,860	0.00109
	ゴム	製造品出荷額	30	16,128	0.00186	37	24,439	0.00151	28	21,828	0.00129
	皮革	製造品出荷額	0	x	-	0	x	-	-	-	-
	窯業・土石	製造品出荷額	279	30,017	0.00929	678	36,421	0.01862	320	24,251	0.01321
	鉄鋼	製造品出荷額	55	8,921	0.00617	59	13,485	0.00438	53	9,281	0.00568
	非鉄金属	製造品出荷額	380	26,095	0.01456	709	51,401	0.01379	28	38,057	0.00074
	金属	製造品出荷額	24	25,889	0.00093	76	36,265	0.00210	162	35,617	0.00456
	一般機器	製造品出荷額	96	70,491	0.00136	-	-	-	-	-	-
	汎用機器	製造品出荷額	-	-	-	-	32,783	-	68	28,247	0.00241
	生産用機器	製造品出荷額	-	-	-	-	36,102	-	36	24,479	0.00149
	業務用機器	製造品出荷額	-	-	-	-	31,840	-	0	19,554	0.00001
	電気機器	製造品出荷額	22	45,939	0.00048	29	63,681	0.00046	41	63,578	0.00065
	情報機器	製造品出荷額	4	25,978	0.00015	1	7,139	0.00014	4	14,407	0.00031
	電子部品	製造品出荷額	164	116,986	0.00140	511	243,033	0.00210	615	174,463	0.00352
	輸送機器	製造品出荷額	205	229,932	0.00089	607	307,463	0.00197	702	256,470	0.00274
	精密機器	製造品出荷額	0	669	0.00000	-	-	-	-	-	-
	その他	製造品出荷額	1	x	-	2	x	-	6	8,598	0.00069
電気・水道業	全数調査のため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気業	全数調査のため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス業	全数調査のため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熱供給	全数調査のため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水道	全数調査のため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	従業者数	人	-	-	-	1	6,244	0.00016	63	6,568	0.00953
通信	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	1,415	0.00002
放送	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	849	0.00006
情報	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	63	3,105	0.02014
インターネット	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	274	0.00000
映像制作	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	925	0.00000
運輸業	従業者数	人	4	38,924	0.00010	3	39,610	0.00008	42	47,605	0.00087
鉄道	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	3,730	0.00013
道路旅客運送業	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	5,400	0.00002
道路貨物運送業	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	20	29,384	0.00067
その他	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	21	9,091	0.00235
卸・小売業	従業者数	人	33	155,186	0.00021	36	157,996	0.00023	38	167,600	0.00023
卸売業	従業者数	人	12	35,602	0.00034	10	33,861	0.00030	20	36,252	0.00056
小売業	従業者数	人	21	119,584	0.00018	26	66,557	0.00039	2	71,691	0.00003
機械小売	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	14	16,226	0.00088
その他	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	2	43,431	0.00004
金融業	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	-	19,807	-
不動産業	従業者数	人	-	-	-	0	8,396	0.00000	-	10,567	-
サービス業	従業者数	人	3	22,411	0.00013	5	87,047	0.00006	27	200,260	0.00013
写真業	従業者数	人	0	591	0.00000	0	477	0.00000	-	-	-
洗濯業	従業者数	人	1	16,769	0.00006	2	15,978	0.00013	14	17,326	0.00082
飲食店・宿泊業	従業者数	人	-	-	-	3	64,202	0.00005	-	-	-
宿泊	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	1	12,129	0.00010
飲食店	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	55,975	0.00000
持ち帰り	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	6,445	0.00008
自動車整備業	従業者数	人	2	5,051	0.00040	0	5,123	0.00000	1	4,400	0.00020
学術・開発研究機関	従業者数	人	-	-	-	0	1,267	0.00000	-	-	-
学術・研究	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	2	2,305	0.00087
物品賃貸	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	-	3,118	-
教育・学習業	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	1	38,196	0.00003
複合サービス	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	5	7,796	0.00064
その他	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	1	52,570	0.00002
医療・福祉	病床数	床	-	-	-	6	21,124	0.00028	-	-	-
医療	病床数	床	5	21,169	0.00024	-	-	-	7	20,594	0.00034
その他医療・福祉	従業者数	床	-	-	-	-	-	-	16	43,323	0.00036
その他	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	99	99,955	0.00099

※「医療」は平成16年度はサービス業の1項目でしたが、平成20、25年度は大項目に分類が変更されています。

## (6) 三重県産業廃棄物税制度の概要

地方税法第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、平成14年度から産業廃棄物税に係る制度を施行しています。

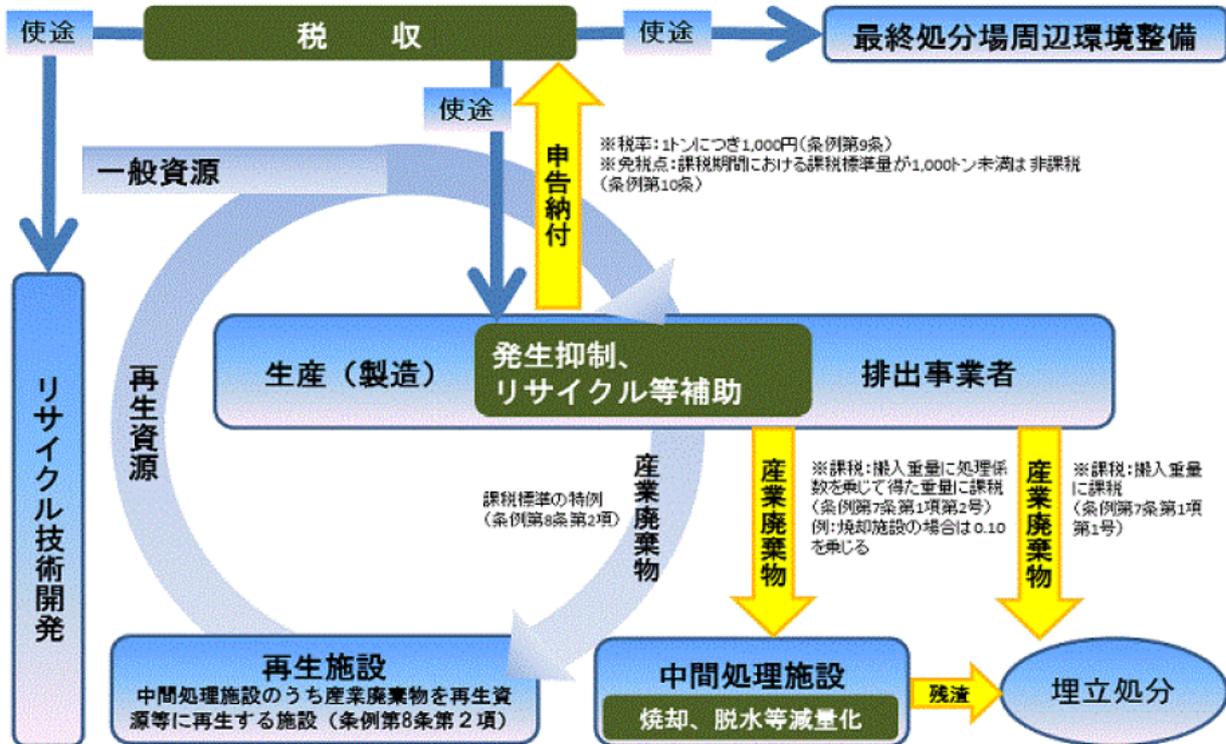


図 資-7 三重県産業廃棄物税制度の概要

### 産業廃棄物税の主な使いみち（平成26年度）

- ・ 産業廃棄物適正処理推進事業費（環境生活部 予算額 4,320 千円）
- ・ 産業廃棄物適正管理推進事業費（環境生活部 予算額 6,662 千円）
- ・ 最終処分場周辺環境整備事業費（環境生活部 予算額 52,500 千円）
- ・ 産業廃棄物処理責任の徹底促進事業費（環境生活部 予算額 23,355 千円）
- ・ 産業廃棄物抑制等事業費補助金（雇用経済部 予算額 30,000 千円）
- ・ 産業廃棄物リサイクル技術研究開発事業費（雇用経済部 予算額 3,600 千円）

## (7) 三重県産業廃棄物抑制等事業（産業廃棄物税充当事業）

表 資-19 三重県産業廃棄物抑制等事業（産業廃棄物税）実績一覧

年度	区分	事業者名 (採択当時)	事業計画名	補助金額 (千円)
15	研究開発	太陽化学(株)	有機汚泥粉体のリサイクルの研究	19,637
15	研究開発	富士電機(株)三重工場	三重工場から排出される産業廃棄物のリサイクル研究	3,407
15	設備機器	井村屋乳業(株)	豆腐製造から排出されるオカラのリサイクル	20,000
15	設備機器	(株)竹屋	循環型経済社会をめざし、食品産業廃棄物の減量及びリサイクルの実施	18,447
16	研究開発	富士電機リテイルシステムズ(株)	ウレタンリサイクル研究	13,333
16	設備機器	(株)中勢ゴム	コルク/ラバー製オイルパンガスケット射出成形化	10,285
16	設備機器	中部産業(株)	廃プラスチック（FRP）破砕・微粉体機装置	7,982
17	研究開発	平本樹脂工業(株)	FRP 廃材再資源化研究開発	2,029
17	設備機器	北陸紙管(株)	易溶解性紙管製造用設備設置	6,749
18	設備機器	メロディアン(株)	メロディアンミニ粉砕・分別・脱水システム	9,150
18	研究開発	中部産業(株)	廃FRPの排出削減及び微細化FRPを利用した点字ブロックの研究開発	2,760
19	研究開発	(株)西組	建設木廃材を原料とした木材燃料ペレット化システムの研究開発	10,000
20	設備機器	(株)西組	建設木廃材を原料とした木材燃料ペレット化システムの機器導入	10,000
21	研究開発	(株)明菱	廃プラスチック・ゼロエミッション化研究開発事業	6,332
21	設備機器	平和コンクリート工業(株)	【アカエ式残水分離機】を導入し、環境・資源保護・リサイクル化の推進	5,615
21	設備機器	尾鷲物産(株)	魚加工残渣排出量の軽減及び高度加工利用化の設備機器導入	2,815

年度	区分	事業者名 (採択当時)	事業計画名	補助金額 (千円)
21	設備機器	尾鷲物産(株)	魚加工排水に含まれる残渣の回収による飼料・肥料等リサイクル原料化設備機器導入	2,550
21	設備機器	尾鷲物産(株)	魚ウロコ回収による排出量の軽減及び有効利用・高度利用化の設備機器導入	1,415
21	設備機器	(株)せこ住研	木くずの排出縮減及び木質ペレットへのリサイクルの設備機器導入	2,252
22	設備機器	尾鷲物産(株)	排水処理装置から排出される汚泥の脱水及び肥料・飼料原料化設備機器購入	4,549
22	設備機器	(株)四日市酪農	牛乳及び乳製品製造工場から排出される汚泥の削減設備新設事業	3,713
22	設備機器	あづまフーズ(株)	食品加工で発生する魚介類汚泥の肥料化のための乾燥設備機器導入	10,000
23	設備機器	(株)スミロン	真空蒸留連続回収装置の導入による特別産業廃棄物排出量の削減	6,930
23	研究開発	三恵工業(株)	塗装廃粉体塗料削減	3,900
24	設備機器	平和コンクリート工業(株)	【アカエ式残水分離機】を導入し、環境・資源保護・リサイクル化の推進	8,814
24	研究開発	熊野精工(株)	産廃プラスチックの製品への再利用の研究開発	5,146
24	設備機器	尾鷲物産(株)	生鮮魚加工の排水処理において発生する汚泥等削減のための装置（排水中の有機性汚濁物除去装置）	4,363
25	設備機器	北勢公設卸売市場(株)	廃プラスチック類の排出縮減及び再生へのリサイクル設備機器導入	2,350
25	設備機器	三重金属工業(株)	産業廃棄物の排出量削減及びプラスチック樹脂リサイクル化を行う為の設備機器（粉砕機）導入	1,890
26	設備機器	尾鷲物産(株)	水産加工場から排出される魚の切粉の高鮮度回収による肥料等再生原料化設備機器購入	4,189
26	設備機器	おぼろタオル(株)	付加価値商品生産増に即応する生物処置強化装置導入による汚泥の排出縮減	2,844

## Ⅱ その他

### ① 用語解説

#### 【あ行】

---

#### RDF（＝ごみ固形燃料）

ごみを固めた暖房や発電の燃料。ごみを選別、粉碎した後に乾燥させ、圧力を加えて固めます。発熱量は石炭に近く、1 kg 当たり約 4,000 ～ 5,000 kcal です。

#### ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントに関する国際規格で、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減等継続的な改善をはかる仕組みを構築するための事項を規定しています。

環境マネジメントシステム→参照

#### 安定型最終処分場

埋立処分しても環境に与える影響の少ない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類の5種類の産業廃棄物のみを埋め立てることができる最終処分場です。

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物で、日常生活に伴って生じる家庭ごみ、粗大ごみ、し尿等のほか、事業活動に伴って排出された紙くず、木くず等の廃棄物のうち産業廃棄物に含まれないものをいいます。

#### 汚泥

工場排水等の処理、各種製造業の製造工程、建設現場等で生じる有機性及び無機性の泥状のものです。

#### 【か行】

---

#### 拡大生産者責任

生産者が自ら生産する製品について、生産・流通段階だけでなく、その製品が使用され、廃棄され、処理・リサイクルされる段階まで一定の責任を負うことをいいます。

#### 家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称で、家電製品のリサイクルを促進することを目的とし、エアコン、テレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機について、消費者、販売店、製造業者に対して以下の義務を課しています。

- （1）消費者：再商品化等に係る費用の負担（運搬費、リサイクル料）
- （2）販売店：消費者からの引取り及び製造業者等への引渡し
- （3）製造業者：再商品化

## ガラスくず等

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず。

## 災害廃棄物仮置場

三重県災害廃棄物処理計画では、住民がごみを搬入する市町一次仮置場、災害廃棄物の仮置きと比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う市町二次仮置場、焼却施設等の処理施設を設置し、本格的な中間処理を行う市町三次仮置場（二次仮置場（県設置））に大別されます。

## がれき類

工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これらに類する不要物。

## 環境マネジメントシステム（EMS）

組織の経営者が自ら環境に関する方針を決定し、構成員に周知徹底するとともに、その方針に沿った目標を立て、計画を作成し、実行のための体制や手続き、マニュアル類を整備するほか、取組の実行状況を監査し、方針の見直しを行うことなどによって、環境保全の取組を推進していく仕組み。

## 管理型最終処分場

浸出水等による環境汚染が発生しないよう、廃棄物処理法に基づき遮水施設、水処理施設設置等の構造上の措置を講じた最終処分場。

## 紀伊半島大水害

平成 23 年 8 月 25 日に発生した台風 12 号は、9 月 3 日に四国に上陸、中国地方を横断して 4 日には日本海へ抜けました。時速 15 キロメートル前後と自転車並みの極めてゆっくりした進み方で、長時間の大雨となりました。特に台風の中心から東側に位置した紀伊半島では総降水量は広い範囲で 1,000mm を超え、一部では 2,400mm を超えました。奈良県上北山村で 1,800mm 超、奈良県大台ヶ原で 2,400mm 超、和歌山県田辺市熊野で 1,300mm 超など、統計開始以来の記録的な大雨となりました。この台風 12 号とその後の 15 号によってもたらされた大災害は「紀伊半島大水害」と名付けられました。

## 揮発性有機化合物

参照→VOC

## 行政代執行

他人が代わってすることのできる作為義務（代替的作為義務）が履行されない場合、行政庁が義務者に代わって義務者のすべき行為をし、又は第三者にこれをさせ、その費用を義務者から徴収する行政上の強制執行の手段。廃棄物処理法は、生活環境保全上の支障の除去等について、都道府県知事等が処分者等に命じた措置が講じられない場合は、費用の徴収について行政代執行法の規定が準用されることを規定しています。

## 経済的手法

市場を通じて何らかの経済的な動機付けを与えることにより、財・サービスの提供に伴う環境負荷の低減に誘導する手法。税・課徴金（手数料を含む）、排出権取引、補助金等。

## 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称で、特定建設資材として、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを定義し、分別解体や再資源化等を義務付け、具体的な数値目標として、これらの再資源化・縮減率を平成 30 年度で 96%としています。

## 小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。

## ごみ固形燃料

参照→RDF

## ごみ処理カルテ

市町のごみ処理システムの強み・弱みを明らかにし、より効率的なごみ処理事業の運営を促進するためのツール。ごみ処理に関するデータや廃棄物会計のコスト情報、環境負荷、エネルギー消費等のデータを用いて市町のごみ処理システムの現状や課題等について総合的にまとめたもの。

## ごみゼロ社会実現プラン

三重県が平成 15 年 11 月 25 日に公表した「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」に基づく任意の計画で、住民、事業者、市町等との協働のもと、「ごみゼロ社会」実現に向けた長期的なビジョンであり、多様な主体が協働していくための取り組みの指針を示しています。

## コミュニティプラント

し尿及び生活排水を地域ぐるみで集合的に処理するために、市町村等が事業主体となって設置する汚水処理施設。

## 【さ行】

---

### 災害廃棄物

三重県災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物対策指針にもとづき、地震や津波等の災害によって発生するもの（木くず、コンクリートがら、金属くず、津波堆積物等）、被災者や避難者の生活に伴い発生するもの（生活ごみ、避難所ごみ等）を対象として災害廃棄物としています。

### 最終処分

廃棄物の最終的な処分を行うことで、埋立処分を指します。

### 再生可能エネルギー

持続的に利用することができるエネルギーとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなどが規定されています。これらのエネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないという長所があります。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油等 20 種類の廃棄物。

### 産業廃棄物管理票

参照→マニフェスト

### 産業廃棄物税

産業廃棄物の処理に着目した税のことで、全国的に地方税法に規定する法定外目的税としての導入が進んでいます。三重県では平成 14 年 4 月から条例を施行しており、排出事業者を納税義務者（申告納付方式）とする制度としています。

### 残余年数（容量）

最終処分場の受け入れ能力を年数（容量）で表したものです。

### 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

### 自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称で、すべての自動車所有者に、リサイクル料金の負担と使用済自動車の引き取り業者への引渡しを義務付けています。

## 集団回収

町内会、自治会、PTA、子供会等で古紙、缶、びん等の資源ごみを日時や場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう回収方法。

## 循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源は適正な処分が確保され、これにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

## 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称で、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の発生の抑制をはかること等を目的としています。

## 食品ロス

食品廃棄物のうち、食べられるのに捨てられてしまうもの。日本の食品ロスの量は約 500 から 800 万トン（平成 22 年度推計）と試算されています。

## 措置命令

産業廃棄物の処分が政令で定める基準に適合しない方法で行われ、生活環境保全上支障が生じた場合又は生ずるおそれがある場合に、知事等が違反した事業者、処分業者又は不適正処分に関与した者等に対して、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置を命じること。

### 【た行】

#### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラオキシン（PCDDS）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFS）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（CO-PCBS）の 3 物質群の総称で、廃棄物の燃焼過程等で生成される毒性の強い物質。

#### 多量排出事業者

産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上ある事業場または特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者。自ら排出する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成する必要があります。本県では、産業廃棄物の排出量が 500 トン以上である事業場を設置している事業者に対しても計画策定を要請しています。

#### 中間処理

廃棄物の最終処分（埋立等）を行うために廃棄物を処理する工程のことで、焼却、破碎、選別、脱水、中和、コンクリート固化等があります。

## 低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

## 電子マニフェスト

電子マニフェストは、従来紙媒体で行われていたマニフェスト（産業廃棄物管理票）を、通信ネットワークを使用して行うもので、産業廃棄物処理処分の流れを管理するしくみです。紙のマニフェストに比べて偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化を図ることができます。

## 動植物性残さ

食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。

### 【な行】

---

#### 熱回収

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。

### 【は行】

---

#### VOC（揮発性有機化合物）

常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称のことをいいます。

具体例としてはトルエン、ベンゼン、フロン類、ジクロロメタンなどを指し、これらは溶剤、燃料として重要な物質であることから、幅広く使用されています。

しかし、環境中へ放出されると、公害などの健康被害を引き起こします。特に最近では、ホルムアルデヒドによるシックハウス症候群や化学物質過敏症が社会に広く認知され、問題となっています。

## バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水道汚泥等があります。

## 廃棄物会計

自治体が行うごみ処理やリサイクル事業を主に経費の面からとらえ、住民等とともに共有、点検することにより、ごみ問題の解決に役立てていくためのツール。

## 廃棄物処理センター

廃棄物の適正かつ広域的な処理を行うため、廃棄物処理法により環境大臣が指定する法人のことであり、本県では一般財団法人三重県環境保全事業団が指定されています。

## 排出者（排出事業者）責任

廃棄物を排出した者が、その処理に関する責任を負うべきであるとの考え方で、廃棄物・リサイクル対策の基本原則。

## ばいじん

大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集塵施設によって集められたもの。

## PCB 廃棄物

参照→ポリ塩化ビフェニル廃棄物

## フェロシルト

白色顔料として冷蔵庫や車の塗料、メガネのフレームやゴルフクラブとして使われている酸化チタンの廃棄物です。埋戻材等として利用されましたが、有害物質を含むことが判明したため、回収が行われています。

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物（＝PCB 廃棄物）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの。

## 【ま行】

### マニフェスト（産業廃棄物管理票）

産業廃棄物の運搬・処理処分に関して、廃棄物処理の過程を把握することができるように交付する産業廃棄物管理票のことをマニフェストといいます。電子マニフェストは紙媒体の代わりに電子情報処理システムを利用します。

### 三重県災害廃棄物処理計画

東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や環境省「災害廃棄物対策指針」をふまえ、「三重県地域防災計画」と整合をとり、被災した市町が災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な県の果たすべき役割と機能を取りまとめた計画です。

### みえ県民カビジョン

三重県では、社会経済情勢の変化や東日本大震災の発生などによる県民ニーズの変化に適切に対応し、県民の皆さんと共に新しい三重づくりに取り組むために策定された長期の戦略計画です。

### 三重県人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生を図るため、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、三重県における人口の現状と将来の展望を提示したものです。

### 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略

三重県がまち・ひと・しごと創生を図るため、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

### 三重県リサイクル製品利用推進条例

リサイクル製品の利用を推進し、リサイクル産業の育成を図ることにより、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13年3月27日に公布され、同年10月1日から施行された条例。

### M-EMS（ミー・エム・ス）

企業の自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、取り組みやすく、経費負担の少ない三重県版の小規模事業所向けの環境マネジメントの仕組み。

環境マネジメントシステム→参照

### 【や行】

---

#### 優良認定処理業者

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性）に適合し、都道府県の認定を受けた産業廃棄物処理業者。廃棄物処理法が改正され、平成23年4月1日から施行されています。

#### 容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称で、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物をリサイクルすることを目的とし、消費者、行政、事業者に対して以下の義務を課しています。

- (1) 消費者：市町村が行う分別収集への積極的協力
- (2) 行政：消費者が分別したものの分別収集と、事業者への引渡し
- (3) 事業者：引き取った容器包装廃棄物の再商品化

### 【ら行】

---

#### レアメタル

非鉄金属のうち、地殻中の存在量が比較的少なかったり、採掘と精錬のコストが高いなどの理由で流通量・使用量が少なく希少な金属のことをいいます。

非鉄金属全体を呼ぶ場合もありますが、狭義には鉄、銅、亜鉛、アルミニウム等のベースメタルや金、銀などの貴金属以外で、産業に利用されている非鉄金属を指します。

② 諮問書

環生第 18-201 号

三重県環境審議会

三重県廃棄物処理計画の策定にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

平成 27 年 2 月 3 日

三重県知事

鈴木 英敬



## 諮 問 理 由

県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、平成23年3月に「三重県廃棄物処理計画」を策定し、平成23年度から平成27年度を計画期間として、循環型社会形成に向け「ごみゼロ社会の実現」、「産業廃棄物の3Rの推進」、「産業廃棄物の適正処理の確保」、「産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進」の施策を進めてきました。

今回の諮問は、廃棄物の減量化や適正処理について推進する必要があることから、県内における廃棄物の排出等の実態や国の動向を踏まえ、次期（平成28年度から平成32年度）「三重県廃棄物処理計画」の策定にあたり、同法第5条の5第3項の規定に基づき貴審議会の意見を求めるものです。

③ 答申書

三環審第7号  
平成28年1月28日

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県環境審議会 会長 駒田 美弘



三重県廃棄物処理計画について（答申）

平成27年2月3日付け環生第18-201号で諮問のありましたこのこと  
について、別添の「三重県廃棄物処理計画について」のとおり答申します。

(付帯意見)

県においては、新たな廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりにもつながる循環型社会の構築を目指すこと。

また、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される循環型社会づくりを一層進め、持続可能な社会の形成に向けて本計画に基づく取組に加え、物質フロー全体を見据えた施策の推進を図られたい。

#### ④ 三重県廃棄物処理計画策定経緯

平成 27 年 2 月 3 日	平成 26 年度第2回三重県環境審議会 ・ 諮問 ・ 廃棄物処理計画部会の設置
平成 27 年 3 月 19 日	第1回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 ・ 部会長の選任 ・ 三重県廃棄物処理計画の策定について
平成 27 年 6 月 1 日	第2回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 ・ 三重県廃棄物処理計画骨子について
平成 27 年 8 月 5 日	第3回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 ・ 三重県廃棄物処理計画の取組方向及び目標値について
平成 27 年 9 月 15 日	第4回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 ・ 三重県廃棄物処理計画中間案について
平成 27 年 10 月 20 日 ～平成 27 年 11 月 19 日	三重県廃棄物処理計画(中間案)に対する市町、関係団体意見照会
平成 27 年 10 月 23 日 ～平成 27 年 11 月 24 日	三重県廃棄物処理計画(中間案)に対するパブリックコメント
平成 28 年 1 月 18 日	第5回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 ・ 三重県廃棄物処理計画最終案について
平成 28 年 1 月 25 日	平成 27 年度第2回三重県環境審議会 ・ 廃棄物処理計画部会から計画案の報告
平成 28 年 1 月 28 日	三重県環境審議会から答申
平成 23 年 3 月	三重県廃棄物処理計画の策定・公表

⑤ 環境審議会委員と廃棄物処理計画部会委員名簿

(50 音順、敬称略、委員名簿や役職は答申時点 )

【三重県環境審議会】

会 長	駒田	美弘	三重大学 学長
副会長	青木	民夫	三重県森林組合連合会 代表理事会長
副会長	矢倉	政則	三重県医師会 理事
委 員	井川	洋子	JAみえ女性連絡会議 会長
委 員	市原	佐保子	三重大学大学院地域イノベーション学研究所 准教授
委 員	大口	秀和	三重県市長会 会長
委 員	笠井	瑞穂	津商工会議所女性会 副会長
委 員	川本	一子	三重弁護士会 会長・三重弁護士会推薦弁護士
委 員	北	尚子	三重県消費者団体連絡協議会 副会長
委 員	北村	早都子	公募
委 員	小林	小代子	公募
委 員	高屋	充子	公募
委 員	田中	晶善	三重大学大学院生物資源学研究所 教授
委 員	谷口	ちほせ	三重県商工会連合会三重県商工会女性部連合会 会長
委 員	谷口	友見	三重県町村会 会長
委 員	鶴田	利恵	四日市大学経済学部 教授
委 員	長井	理	三重県漁業協同組合連合会 常務理事
委 員	西井	達子	日本労働組合総連合会三重県連合会 副事務局長
委 員	西場	康弘	三重県経営者協会 理事・事務局長
委 員	朴	恵淑	三重大学人文学部・地域イノベーション学研究所 教授
委 員	藤倉	まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 教授
委 員	前田	太佳夫	三重大学大学院工学研究科 教授
委 員	牧田	直子	四日市大学環境情報学部 准教授
委 員	村田	真理子	三重大学大学院医学系研究科 教授
委 員	吉本	敏子	三重大学教育学部 教授
委 員	木津	直樹	三重県議会議員
委 員	中瀬古	初美	三重県議会議員
委 員	彦坂	公之	三重県議会議員
委 員	浅野	俊明	中部経済産業局資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課長
委 員	三村	起一	中部地方環境事務所 所長

【三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会】 ※印は審議会委員)

部会長	酒井	俊典	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
副部会長	太田	清久	三重大学 名誉教授
委員	井上	吉一	一般社団法人三重県産業廃棄物協会 副会長
委員	神長	唯	四日市大学総合政策学部 准教授
委員	北村	早都子 ※	津市市民エコ活動センター 事務局長
委員	小岩	真之	環境省中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課長
委員	原田	忠昭	三重県産業廃棄物対策推進協議会
委員	藤倉	まなみ ※	桜美林大学リベラルアーツ学群 教授
委員	藤野	泰司	三重県清掃協会(名張市生活環境部環境対策室長)

三重県廃棄物処理計画  
平成 28 年 3 月発行

編集／発行 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

【問い合わせ先】

○廃棄物の 3R 及び適正処理に関すること

廃棄物・リサイクル課

電 話： 059-224-3310 (廃棄物政策班)  
059-224-2385 (リサイクル推進班)  
059-224-2475 (廃棄物規制・審査班)  
F A X： 059-222-8136  
e-mail： haikik@pref.mie.jp

○産業廃棄物の監視・指導に関すること

廃棄物監視・指導課

電 話： 059-224-2388  
F A X： 059-222-8136  
e-mail： kanshi@pref.mie.jp

○産業廃棄物の不適正処理対策に関すること

廃棄物適正処理プロジェクトチーム

電 話： 059-224-2483  
F A X： 059-224-2530  
e-mail： tekisei@pref.mie.jp